

## 第8回大月市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月25日(水) 午後13時55分～午後15時10分
- 2 開催場所 大月市民会館4階会議室

### 3 出席委員

1番 米山 義一	2番 西村 恒男	3番 山崎 公江	4番 小宮 広督
5番 須藤 時夫	6番 佐藤 孝義	7番 山田 政文	8番 鈴木 明雄
9番 原 泉	10番 安藤 睦美	11番 平山 正幸	12番 清水 秀幸
13番 矢頭 恵造	14番 久嶋 昇		

### 4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し  
許可を求める件

議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し  
意見を求める件

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し  
意見を求める件

日程第3 その他

### 5 農業委員会事務局職員

事務局長 志村 隆夫 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

### 6 会議の概要

事務局 それでは開会したいと思います。互礼を行います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

ただいまより、令和3年第8回農業委員会総会を開催いたします。

会長挨拶。米山会長よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。8月も後半に入りまして、今年の夏は今までと違いまして、晴れて晴天の日が非常に少なく、雨の日とか曇りの日が多くて、それでいて今日みたいに蒸し暑いうっとうしい日が続きました。

そんな中、令和3年8月第8回の大月市農業委員会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

東京オリンピックも新型コロナウイルス感染の拡大で中止か開催をするかと、大変心配をされていましたが、無事終了することが出来ました。

さらに昨夜から、パラリンピックも開幕しましたが、増え続ける新型コロナウイルスの感染拡大が続いているため、オリンピックと同じように原則無観客での開催となって、今日から各会場で熱戦が繰り広げられています。無事に終了できるよう見守っていきたいと思います。

でも、新型コロナウイルスの拡大は全国的に急増して、昨日24日は一日で全国にて二万人を超える感染者の数が確認されております。

地元山梨県におきましても、今までに無い、連日の感染者の拡大が発表されております。私達が住むここ富士東部地区におきましても、新聞では昨日が35人と感染者が増え続けております。そんな中、やはり昨日午前10時大月市長であります小林市長が防災無線放送を通じて新型コロナウイルスの感染拡大に伴う蔓延防止等重点措置の適用をされている事を皆さんに発表し、今まで以上に感染の拡大の防止に努め、この難局を乗り切ろうと私達に呼び掛けがありました。

私達も一人一人がコロナに感染しないよう十分気を付けて日常生活を送りたいと思います。

さて、話は元に戻りますが、本日の案件につきましては、第3条案件の申請が3件と第4条案件の申請が2件、更に第5条案件の申請が2件、合計7件と多くなっております。

これら案件の審議が円滑に進行されますよう、ご協力をお願い申し上げます。

事務局

続きまして、開会宣告。会長申し上げます。

会 長

本日は全員出席です、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定

する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言いたします。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願いいたします。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いいたします。議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

#### 日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 議事録署名委員の指名を行います。

2 番、西村恒男委員、3 番、山崎公江委員を指名いたします。

#### 日程第 2 議案第 19 号

議長 議事に入ります。議案第 19 号。農地法第 3 条の規定による許可申請に対し、許可を求める件を上程します。申請番号 1・2 は申請者が同一で関連が有りますので、一括審議としたいと思います。申請番号 1・2 について事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号 1・2 について続けて説明いたします。

2 ページの地図と 3 ページの写真を併せてご覧ください。

まず、申請番号 1 ですが申請地は、○○○○○○○○○○○○○○○○、地目は畑で面積は 265 m<sup>2</sup>です。譲渡人は奈良せつ子、譲受人は池川麻子です。場所は○○○の上っていく入り口の直ぐ近くの場所になります。

目的は、農業経営の拡大と言う事ですけど、譲受人の○○○○は、同居する両親と共に農業経営をする計画です。譲渡し人の○○○○さんは○○の住所になっていますけど、この度、ここを引き払って県外の方に移住すると言う事になりまして、土地を処分したいという考えを持っておりました。

また、譲り受ける方の○○○○は、父親が○○○で○○○○と言う建物の○○○をしており、そこで両親と共に農業を経営したいと言う事です。

実際は○○さんの父親とその奥さんと三人でやる形になるかなと思います。その○○さんの父親ですけど農地を○○m<sup>2</sup>近くに所有しており、露地野菜を中心にこちらの方を広げてみたいと言う事で、三人で 200 日程



〇〇さんとしても農地を取得するという話になったのですが、そのためには2000㎡をクリアしないといけないと言う事で、〇〇〇〇さんの所の土地を借りるというような話になったようです。

写真にあるように、〇〇〇と言う所で野菜をずっと作っています。それから〇〇の所はちょっと小さい写真ですけど、野菜を作っているのですが、これが〇〇〇〇〇〇の方までかなり広い土地になっているのですが、3分の2くらいは荒れている状態ではあります。

〇〇さんに話をしたところ、この場所には桃を植えたいという希望があるようで、建設業をしている関係で機械も有りますのでぼちぼちと行動を起こしたいという事を話しておりました。

ですから、直ぐにと言う訳ではありませんけど、おそらくしばらくの間は〇〇〇〇さんが耕作しながら農地を守って行くのではないかと考えています。

いずれにしても、こういうような案件は市内ではこれからどんどん増えてくるのではないかと思うのです。農地を買うのだけれども、買うためには2000㎡以上という条件をクリアしなければいけない、そのために借地をしなければと言う事だと思います。

本人もそんなに土地は要らないと言っていましたけど、それが今の現実のような気がします。

私の方ではそういう説明になりますが、皆様でご審議をお願いします。

議長 只今、事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたら挙手の上お願いします。

山田委員 参考に教えてください。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの関係はどう言う関係なのか。〇〇〇〇さんと言う方は元の社長の娘さんなのか。

矢頭委員 〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとは全く関係ありません。

それから、〇〇さんと言うのは〇歳で娘さんになります。実際はこの間も行った時に事務所で経理をしていましたので、実情は〇〇〇〇社員だと言う事です。

名前だと一応、〇〇さんの名前になっておりますけど、実際に動くのはお父さんじゃないかと思っています。

議 長 他に何かございますか。

原 委員 有償と言う事になっているようですが、差し支えなければ金額を教えてください。

矢頭委員 それについては聞かなかったですけど、いずれにしても買うのは宅地の場合と言う事だったようですね。だから農地がどんな様な状況だったか聞いておりませんので、その辺は分かりません。

事 務 局 5条で例えば家を建てるから土地を買う場合には、金額が出されて、資金証明とか付けて出して貰うんですけど、農地の場合は資金証明まで取らないという事なので、金額はこちらで把握できない部分が有ります。

原 委員 解っているんですけど、こういう話がこれから結構多くなると思うのですよ、それで実際に土地がどれくらいの金額で動いているのか、農業委員会でも把握した方が良いと思うのですよ、それは外に出すものではなくて、ここで討議する資料の一つとして金額をもし分かればと思います。

事 務 局 今度、少し情報も集めて個人情報を外に出さないような事で、聞ける範囲でと思っています。

議 長 他に何か。

平山委員 こういう件と言うのは、これから3年の農業委員会の検証と言うのが特に必要な事なので、この条件として3年3作と言う事で、最低でも3年は耕作をすると言う事が条件となろうかと思います。

その辺のチェックはよろしくお願いします。

事 務 局 ここでやっても直ぐに耕作とはいかないかもしれませんが、去年から出ている農地につきましては、こちらの方でも利用状況調査の結果等見て出すような形にしたいと思っています。

議 長 担当委員は只今3年という話が出ましたので、一応見守ってください。

他になければ、裁決に入りますがよろしいでしょうか。

それでは、裁決に入ります。只今の案件について賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、許可相当と決定いたします。

議 長 続きまして、申請番号3について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 6ページの地図と7ページの写真をご覧ください。







「次の土地は農地で有りますが、相続時農地法について十分に理解していなかったため、昭和 52 年頃から旧自宅への入り口進入路として利用しています。農地転用許可を怠り無断転用していることをお詫び申し上げます。

私は現在別の場所で生活しております。自宅の進入路が農地転用許可を必要であることを知り早急に許可申請をすることにしました。

本来であれば、無断転用で有るため罰則を受けてもしょうがない立場で有りますが、申請地が現状のままでの許可申請をお願いしたい事を申し上げます。

以後このような違法行為の無いよう農地法を遵守いたしますので、今回農地転用におきましては寛大な処置をお願いいたします。」

そういう内容で始末書が出ております。

写真にあるように少し高台で登って有るところが農地になります。横の方から見た形が入り口まで進入路がつながっているという形なのですが、〇〇〇〇さんも相続している時には、こちらに居なかったと言う事で、全くこの状態が分からなかったと言う事のようにです。

以上ですけど、よろしくご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の清水秀幸委員をお願いします。

清水委員 8月17日火曜日に米山会長、竹下リーダー、事務局で現地を確認いたしました。

申請者の〇〇〇〇さんは、現在は〇〇の字で言いますと〇〇〇と言う所です。

車で2・3分の所に住んでおられます。申請の家は空き家になっていて、家は大分古い家です。進入路にしたのは、先程、お話が有りましたが40年ほど前の事だと思います。

事務局の説明があったように、親の時代にしてしまった事ですので、農地として使える形になっていないので、仕方がないかなと思います。

よろしくご審議をお願いします。

議長 只今、事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について

て、ご質問ご意見がありましたら挙手の上お願いします。

質疑が無いようですからここで採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

本件について全員賛成ですので、許可相当と決定いたします。

議 長  
事 務 局

続いて、申請番号 2 について事務局に説明を求めます。

11 ページの地図と 12 ページの写真をご覧ください。

こちらにも似たような案件になります。

申請地は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、地目は畑で面積は○○㎡です。

申請者は、○○○○です。

場所は、○○○○○沿い、○○○○○の○○○○○付近、○○○○○の近くになります。

目的は、宅地の拡張ですが、こちらにも父親の代に、本人は別の所に住んでいたのですが、畑とは知らずに庭として利用してきたと言う事です。12 ページに写真が有りますが、前に有るのが、お父さんが住んでいた家です。そこから一寸高台になる所の三角形の部分が実は畑だったと言う事です。宅地の部分は後ろにまだずうっと広くあるのですが、ここの三角形の部分だけ畑が入っていたと言う事で、今回これに気付いての申請と言う事になります。

始末書が出ておりますので読み上げます。

「住宅は、父が昭和 43 年に建設し、その後、平成 2 年頃、裏の空き地に上がるコンクリートの階段と庭を整備しました。当時、私は県外に住んでおり、その土地については全く知りませんでした。

平成 29 年土地を相続しましたが、地目については全くその時は気付きませんでした。

最近になり、敷地の一部が農地であることを知り、これを是正したいと思ひ、農地法 4 条の申請をいたしました。

相続した時に、地目が違う事に気付いていればと反省しております。何卒寛大な措置をお願いいたします。」

と言う事で始末書が出ております。

以上ですけど、ご審議をお願いします。



譲渡人は、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇の北側です。〇〇〇が、一寸地図が見つらいですけど、〇〇〇〇と書いてあるここが〇〇の〇になります。すぐ北側になります。申請地の南側に、今、現在住んでいる〇〇〇〇さんとその父親の〇〇〇〇さんの家が有ります。

目的は、個人住宅の建設です。譲受人の〇〇〇〇は、現在すぐ下にある〇〇番に父親と同居しておりますが、一家 4 人で手狭なため隣接する隣地に自分の住宅を建て、親の面倒を見ながら生活したいと住宅建設の計画を立てました。近隣の農地の農業者の承諾も得ております。

また、形状がすでに農地でないと言う事で、始末書も出ております。

一部ご覧になるように庭と言うか駐車スペースになっておりますので、それについて始末書も出ておりますので、読み上げたいと思います。

渡部美穂さんの名前で出ております。

当該申請地の地目は畑ですが、現在は植物が生え一部は駐車スペースになっております。

当該申請地は私の父が昭和 60 年 3 月 31 日に相続により取得しました。その後、昭和 62 年 3 月に現在のような状況になっており、それが 34 年余り続いております。

私は当時、〇〇に住んでいましたが、平成 23 年 5 月 3 日に父が亡くなり相続により、当該申請地を取得しました。

この度、〇〇〇〇さんから住居を建設するため、当該申請地を譲って欲しいというお話を受け、承諾しました。

〇〇〇さんが書物で調べ所有権移転登記の申請を作成したところ、法務局で申請地が農地であることが分かり、ここで許可を取ることになりました。

私は土地の状況から、当該申請地が農地であることが分かりませんでした。

また、相続の時もこの点に気付きませんでした。この点につきましては深く反省しております。何卒寛大な措置をお願いいたします。

という事で、〇〇〇〇さんの方から、この申請地の状況について説明と



域の一角になります。

目的は資材置場です。譲渡人は、3名共有になっておりますが、今年の2月ぐらいに父親が亡くなり3名の娘さんが相続しました。3名とも県外に嫁いでおり、今後もこの場所で農業をする予定が無いため処分したいと言う事で、不動産関係者に相談していた土地であります。

譲受人は、〇〇〇に事務所を持ち、市内で〇〇〇を営んでおりますが、現在資材置場を借りている所が非常に狭いうえに、事業を拡大するためにも広い資材置場が欲しいと言う事で、今回その場所が適しているという事で、事務所に近いこの場所に資材置場を作りたいと言う計画を作りました。

場所は〇〇〇の〇〇のすぐ近くになりますが、その畑の地目になっている3筆は法面になっているため殆ど利用する事は出来ないような土地になっており、ここも一つの土地として転用したい。また進入路が狭いため一部進入路を拡幅する計画で市の建設課とも協議を済ましており周囲ともその話で進んでおります。

計画では建設用機材や資材それからコンクリート等の廃材等を置く計画となっております。

現在、写真のとおり草がすごい状況で〇〇〇が見えない状況ですけど、〇〇〇の〇〇より高い位置になります。現在ここには多年草、葛が大変茂っているという状況ですが、除草をした後、砂利を敷いて土地を造成したいと言う事です。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の小宮広督委員をお願いします。

小宮委員 8月17日の11時頃、米山会長、事務局、私の4人で現地調査に行ってきました。

現地は、5月の総会にありました、土地区画整理事業計画にて公園建設予定地で〇〇〇〇〇〇〇の裏に有る場所です。

〇〇〇〇〇の先の赤道を進みますので、使用承諾を解決する事で何とか建設することが出来ると思います。ご審議お願いいたします。

議長 只今、事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたら挙手の上お願いします。

山田委員 只今説明が有ったとおりの土地区画整理内の区域内、区画整理の面積が約 2ha、今回の土地の面積が〇〇〇㎡位で 10 分の 1 位の面積を占めるわけです。

組合設立に向けて今やっている中で区画整理事業の理解は十分頂いていると言う事で良いのかな。その確認を。

志村課長 いま、山田委員さんお方から説明が有りましたけれど、区画整理事業をこちらの方で計画している中で、市役所の地域整備課の方で説明が有った土地です。

地域整備課の方に確認はしてきたのですが、現在組合設立の準備をしていますが、その同意の取りまとめをしている最中だと言う事です。まだ実際土地区画整理の事業認可までいけていないと言うことです。

今、土地を所有しています〇〇さんなのですが、昨年も地域整備課の方に来られて区画整理とはどういう事業ですかとか、色んなことは説明して、ある程度こちらの土地の事について区画整理事業についての説明は市の方からさせて頂いておりますので、その辺の理解はされているのかなと言うふうに思っています。

それと、今、準備会という名前で区画整理の方も動いているのですが、私どもの方から準備会の方に、こちらにこういう案件が有ると言う事は準備会には市の方からは直接は話をしていない状況です。

山田委員 土地区画整備事業の認可は土地、面積の何割以上、権利者の割合で所有者、借地権者共に 7 割以上の賛同を得ないと駄目だと言う事ですね。

1 割近く持っている人に反対されてしまうと、設立が一寸難しくなる可能性が有るので、その辺を十分理解頂いていかないといけないと思います。

一寸その辺を農地法と言うよりは、区画整理的な宅地化を目指している事なので、その辺が少し気になる。

当然、買う方の〇〇さんに情報を知っているとは思いますが、参考にさっき 5 条の場合には金額を買収金額、買い取り金額を確認すると言う





事務局 一旦ここで意見を出して貰って、こじれると言う事は一寸考えられないというか、こじれてもこちらの方に責任がある事にはならないと思います。向こうで申請して来た事について、特に問題なければ、農地法に照らして審査して頂くと言う事で、意見を出さないと言う訳にはいかないし、県の審議会にも出さなければいけないので、ここで決めて頂きたいと思っています。

原 委員 一寸懸念がある。ここで採決して OK と出した時に、OK がどれ位の OK なのかと言う事になった場合に、OK 出しているじゃあないかと言う事になった場合、出していませんとは言えないでしょ。

事務局 これはあくまでも農地法で照らして貰って、これは最終的に許可を出すのは県の知事の名前で出すのですが、照らして貰って特にそれに合わないというのであれば、意見出せないのですが、その他の計画としてみて頂いて意見頂ければなと思います。

志村課長 農地法についての審議をしていただいて、山田委員さんも一寸心配されています土地区画整理事業については、この農地法関係とは直接的には関係のない、間接的には関係が出てくるかもしれませんが、直接的には関係のない話なので、その辺は市の施策としてそこを優良な宅地にしていきたいと言うような施策もございますので、関係する部局と私共の方も連携を取りながら、そちらの事業としては進められるような調整はして行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

今日は農地法についてのご審議をお願ひできればと思います。

原 委員 あくまで農地法という事で割り切って良いと言う事ですね。特に後々問題が起こっても、農業委員会は関係ないと言う事ですね。

志村課長 農地を宅地化していくと言う事で、事前にご説明と言う事で、前々回にご説明させて頂いたかと思っておりますけど、そういう事で農地法についてご審議をお願ひいたします。よろしくお願ひします。

議 長 よろしいでしょうか、只今の説明で、他に無ければ裁決をしますがよろしいでしょうか。

それでは、只今の案件につて賛成の方、挙手をお願いします。

賛成多数で許可相当と決定いたします。

### 程第3 その他

議長 日程第3、その他を議題といたします。委員の皆様から何かございますか。事務局からございますか。

山田委員 鈴木委員の管轄になる所なのですが、〇〇の株式会社の〇〇〇〇と言う会社が広い面積を借りてやっていると思うのですが、実際の話、地元の農業者によると、3年ぐらいなるが何の収穫もした形跡がない。

玉ねぎを植えるには植えても、収穫には至らない。

一人しか居なくて、作業をしていない状況らしいです。

その辺を一寸市の方として、計画が出ているはずなのでこれを一寸確認した方が良いのではないかとそういうふうに思います。

今ほかにもやりたいと言う人が来ている。〇〇は新しい人が出てきているので、今後そういう使い方をしていくのであれば、考えとかそれを確認した方が良いのではないですか。

と言うのを言いたいのもう一ヶ所〇〇の〇〇、広大なあそこも、〇〇〇〇〇〇が駄目になって、キヌアを作る会社がその後借りたと思うのですよ、とてもキヌアを収穫したような、見たこともないのですよ。

今現状がどうなっているのか確認をしてもらいたい。

きちっとできる人が作ったものと思うので、市として現場を見に行くようにしてください。

志村課長 〇〇にしても、〇〇の地区についても、〇〇の地区については〇〇〇〇〇〇〇農業法人さんが入って耕作をすると言う事になっておりまして、我々も現地を確認したり本人や県の農務事務所を入れたりいろんな話合いをしているのですが、中々作付けまでには至っていない状況で、またこれからも指導なんかしていくのですが、今作付けをしているキヌアがあまりうまくいっていないようで、他の作物を含めて何とかできないかと一応話し合っている所ではあります。

〇〇〇〇さんの方も色んな計画を持って来られてはいるのですが、中々うまくいっていないようで我々の方で、先日も、一度市の方に来てもらいうまく進めて頂けないかと言う話し合いはしている所です。

